川崎市多摩区公告第51号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年10月20日

川崎市多摩区長 佐 藤 直 樹

年 度	科目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数·備考
令和7年度	後期高齢者 医療保険料	第1期	令和7年10月31日	計 3 件
令和7年度	後期高齢者 医療保険料	第 2 期	令和7年10月31日	計 3 件
令和7年度	後期高齢者 医療保険料	第3期	令和7年10月31日	計 3 件

※別紙は、省略とする。